

[書評] 北原淳著 『タイ近代土地・森林政策史研究』

著者	重富 真一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	53
号	6
ページ	116-119
発行年	2012-06
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/1198

北原淳著

『タイ近代土地・森林政策
史研究』

晃洋書房 2012年 ix+532ページ

しげ とみ しん いち
重 富 真 一

本書の「はしがき」に、著者はタイをフィールドとする研究を始めた1970年頃から、土地制度に深い関心をもち、「初歩的な成果」を発表したという記述がある。その「初歩的な成果」とは、1973年刊の『近代タイの土地法制——戦前の土地法体系に関する一考察——』（アジア経済研究所、所内資料）のことであろう。「初歩的」などと謙遜されているが、これまでタイの土地制度史に関するまとまった邦文著作は、この「所内資料」しかなかったのである。評者ら後進は、これを導きの糸としながら、タイの土地制度理解に努めてきたのだった。しかしこれを乗り越えるべく土地制度史研究に取り組む後進は現れず、結局、著者自らがふたたびタイの国立公文書館に通って史料を読み解くことになった。その成果が本書である。

本書は全体的にみれば、公文書館で見いだされた史料の紹介と解説の部分が多い。一次資料が提示されているという点でのメリットはあるが、タイの土地制度に関する基礎的な解説が省かれていることもあって、初めてこの分野に接する読者には理解の難しい本となっている。そこで以下では、必要に応じて評者なりにタイの土地制度に関する解説を加えながら、本書の論点を紹介していきたい。その前に、本書の章立てを示しておく。

序 章 タイ近代の土地政策と森林政策の関係

第I部 土地政策

- 第1章 田租改革と田地権利確定の分離
- 第2章 田地係争特別委員会の権利調整・付与
- 第3章 パーサコラウォン農務大臣の田租改革
- 第4章 地方国の田租徴収(1)——ナコーン・ラーチャシーマーとナコーン・シータマラートの場合——

第5章 地方国の田租徴収(2)——ナコーン・ナーヨックの場合——

第6章 小農の原理の動揺と定着の過程

第7章 無主地の占拠・開拓の進行と法的規制

第8章 公共用地設定による資源保存政策

第II部 森林政策

第9章 森林政策の条件と経緯

第10章 森林局設置とチーク材管理政策

第11章 中央集権化と北部支配者の森林権利の喪失

第12章 欧米企業の個別リース状況

終 章 本書の内容と今後の課題

まず第I部、土地政策について、本書が論じようとしていることは、おおむね次の3点に要約できよう。ひとつは、タイの近代化過程で、土地所有権の確定制度が地租改革と連動せずに進められた理由。2つめは、タイの農地政策が、基本的に小農創設を目指していたという通説の妥当性。3つめは、土地が希少化してきたとき、タイ政府は未利用地の開墾、未占有地の私有化ではなく、むしろ保全を目指すようになったということ。

第1点めについて、著者は第1章の冒頭で次のように課題を提起する。「欧米の近代的観念からみると、権利確定事業（近代的地券交付）と地租改正事業（田租徴収法改善）とは一体的関係にある。つまり、所有権を認定したうえでその所有者＝所有者に対して地租の課税を行う、という論理となるはずである。しかし、タイでは両者は切り離されて、平行して実施された」のであり、なぜそうなったのかを19世紀末の史料から明らかにしようとする。著者の答えは、(1)土地の測量が容易に進まなかった、(2)伝統的な土地保有制度では、まず占有、利用が先であり、あとから権利が付与された、(3)権利を確定する政府のなかに混乱——具体的には土地権を確定する部局と田租を徴収する部局との間の対立——があった、と要約される。それぞれ著者は以下のように論じている。

(1)について：私的土地所有権を確定するには、誰がどの領域の土地について排他的権利を有しているのかを確定しなくてはならない。そのために土地の正確な測量が必要だが、それは19世紀末におけるタイ政府の人的資源、技術蓄積、組織体制では容易に

は進まなかった。その一方で、地税の徴収は国家歳入のうえで必要であったため、所有権の確定を待っているわけにはいかなかった。

(2)について：未占有の土地が豊富に存在した時代には、人民が土地を囲い込み、利用することを国家が積極的に認めており、その証書も交付してきた。国家は土地が利用されることを重視したから、所有権も継続的利用が確認されてから付与することになった。このようにタイの伝統的な土地制度では、そもそも所有権は利用権に準ずるのである。

(3)について：中央集権的統治制度のできる以前のタイでは、地方ごとに統治権限をもった省庁が異なっていた。そうした旧制度がまだ残存している状況で、田地局（農務省）の田租徴収業務は多くの困難に直面した。ついには、農務省は田租徴収権限を失うに至った。

以上のような論点について、著者は第2～5章にわたって詳細な史料の検討を行っている。すなわち、私的所有権の確定が進む前に、所有権をめぐる対立が起きた。19世紀末に田租徴収制度改革に積極的な農務大臣が就任したが、改革を裏付ける法律が作られず、田租徴収は大臣通達を根拠とする他はなかった。そうした事情から、田地局の官吏が地方で直接徴税するのは困難で、結局地方を統治する省庁に委託せざるを得なかった。ナコーン・ナーヨックのように首都に近いエリアでは、省庁間の調整が比較的うまくいっていたが、ナコーン・ラーチャシーマー（東北部）やナコーン・シータマラート（南部）のように離れたところだと、相当に困難であった。

第2点めの論点（タイの農地政策が、基本的に小農創設を目指していたという通説の妥当性）については、第6章の冒頭に著者の問題意識が書かれている。すなわち、「タイ近代の土地政策は小農創出策を基調としたといわれ」、19世紀末にランシット運河掘削会社に開墾地の所有を認めたケースは「小農創出策からの一時的で例外的な逸脱だった」と理解してよいのか。通説では、1910年代以降、政府自ら自作農創設政策をとったというが、1920年代の史料をみると、3000ライというような大規模な土地先占が認められた形跡がある。むしろ、もっと後までタイ政府は大規模土地所有についても可能性を検討していたのであって、小農主義に戻ったのは、1936年の土地法以後である、というのが著者の見解である。

以上の議論を、第6章ではもっぱら政府内の動きを示す史料にもとづいて行っている。続く第7章では、ランシットのケース以外にも、西欧人や華人から、大規模な土地占取の申請がなされていたことを明らかにし、それにタイ政府がどう対応したか、法整備をどう進めたかを検討している。それによると1920年代には、オーストラリア人などがゴム園開発のため10万ライ（1万6000ヘクタール）の土地占取を申請した例もあるという。これに対して華人の場合は3000～5000ライ程度であった。タイ政府は前者のような大規模占取の申請を却下し、当時検討中であった土地法案では、5000ライを上限として定めた。

3つめの論点（土地が希少化してきたとき、タイ政府は未利用地の開墾、未占有地の私有化ではなく、むしろ保全を目指すようになった）については、第8章で展開される。伝統的な土地制度のもとで、タイの権力者は人民が未占有の土地を私的に占取し、それを利用することを奨励してきた。しかし土地資源が枯渇するようになると、1920年代から政府は占取、利用の制限を開始する。とりわけ国家が公共の用に供すべきものと見なした土地の私的占取がまず制限されるようになる。ナコーン・チャイシー州のように、公共用地として保全すべき土地のリストを作った地方もあった。住民の側に資源の共同的保全意識ができるのは、ようやく1970年代になってからである。

第II部の森林政策について著者が明らかにしようとしているのは、タイの森林政策がチーク材をはじめとする輸出財の資源管理として始まり、その資源維持を目指したものであったことと、森林資源をめぐって、タイ中央政府、北部の旧支配層、チーク材の伐採・加工・輸出で寡占的地位にある欧米資本との権力争いがあったこと、である。

タイは1855年に欧米列強に貿易の門戸を開き、他方では統治体制の近代化を絶対王制のもとで進めていた。明治維新後の日本と同じく、欧米列強とは不平等条約が結ばれていたから、その解消が国家課題でもあった。こうした状況のなか、チーク材は重要な貿易品であり、欧米企業はその資本力によって、チーク材伐採、貿易で圧倒的なシェアを占めていた。またチーク材を多く産出する北部地方は、バンコク王朝とは別の権力者が長く支配してきたエリア

であって、その旧支配層が森林資源に関する権益を握っていた。欧米列強からの政治的・経済的自立を進めると同時に、北部旧支配層からその権力基盤を奪い取り、中央集権的政治体制を敷くことが、バンコク政府の課題であった。そうしたなかでの森林政策の動きを、著者は史料の中に探っていく。

まず輸出資源の管理体制が作られていった過程は、第10章で述べられる。1896年に森林局が設置され、最初の3代の局長はいずれも西欧人が務めた。彼等は森林に関する専門家で、森林資源・木材の計画的利用・伐採のために、一定年限ごと（当初は6年ごと、後に15年ごと）に伐採と伐採休止を繰り返すルールを導入した。著者は史料からこの制度がどの程度実際に行われたかを検討している。

こうした政府による森林管理は、国家が森林に関する絶対的、排他的な権利を有していないがために、様々な問題に直面したようだ。第11章では、北部旧支配層が森林管理権を欧米企業にリースするなどして、利益を得ようとしていたことが示される。中央政府はこうした旧支配層の権益をただちに奪うことをせず、妥協的な対応をしていたという。

欧米企業とタイ政府のやりとりについては、第12章でいくつかの大手欧米企業を事例に検討している。森林のリースをめぐる、企業と旧支配層、タイ政府、企業の本国政府などとの間で交わされた文書が紹介されている。

著者が土地政策について掲げた3つの検討命題を評者なりに検討してみよう。まず著者は、タイの近代化過程で土地所有権の確定制度が地租改革と連動せずに進められたのはなぜか、と問題を立てているが、この課題設定は妥当であろうか。つまり西欧社会では2者が連動するのが普通で、タイが特殊だといえるのか。日本の地租改正は、たしかにこの2つを意図的に連動させたものであった。しかし西欧社会では、私的土地所有権の確定はむしろ封建的な所有を打破し、私的財産権を確認する意味が大きかった。タイでも、私的土地所有権の確定問題は、地租確保よりもむしろ私人間の土地をめぐる対立を契機にして出てきている。

2つめに、著者はタイ政府が必ずしも小農創設政策を一貫してとっていたわけではないと主張するが、そもそもそうした「一貫した政策」があったこ

とについて、タイ研究者の間で共通認識ができてい

るだろうか。タイの農業の主たる担い手が実態として小農であったという点は、タイ研究者の間で異論のないところであろう。しかし、タイ政府が、政策として小農創出を行ってきたかということは、それ自体、検証の要ることのように思える。仮にそうした「一貫した政策」があったとして、1920年代に何ケースか大規模な土地占取の申請があって、それを政府内で検討したことをもって、一貫性の揺らぎと見なすことができるか、という疑問は残る。

タイ政府が公共地を保全する政策を早くからもっていたという3つめの論点については、じつは評者が別稿で取り上げたことがある〔重富 1997〕。評者はこの論文で、政府と地域住民の各々が、未占有地の希少化するなかで、その一部を公共の用途に保全する制度を作り始めたことを明らかにした。これは本書における著者の主張と重なると思うのだが、著者はこの評者の議論を検討していない。また未占有地を公共地として保全する法制度の歴史については、タイ人の手による詳細な研究があるのだが、著者はそれらについてもまったく言及していない。

同様の不満は、本書全体についても感じたところである。すなわち、タイの土地政策、森林政策の歴史について、これまで何が明らかになって、何が不明のまま残されているのか、ということが本書のなかで示されていないため、読者は、著者の詳細な史料研究が、どのような位置づけ意味づけをもつのか、読み取れないのである。土地所有権確定と地租徴収が連動していないという事実が研究上の重要な課題になるのか、あるいはタイ政府が一貫した小農創設政策をとっているという「通説」があるのか、という評者が掲げた疑問も、著者が先行研究をもう少し丹念に紹介してくれれば、解消されたのではなかろうか。

とはいえ、著者による史料発掘と詳細な紹介の意義は、決して減じるものではない。森林政策では、西欧企業と旧支配層との間で起きた紛争など、あまり知られていない事実が紹介されている。20世紀初めに10万ライもの土地占取を申請したオーストラリア人がいたことも、評者は初めて知った。

本書によって、タイの土地制度史研究にとって乗り越えるべき山はさらに高くなったといえよう。しかし著者自身は、本書をまだ中間的な成果物として

考えているようだ。終章では、「今後の検討課題」が簡潔にまとめられている。我々後進は、これを自身の課題として受け止めねばならない。

文献リスト

- 重富真一 1997. 「タイ農村の『共有地』に関する土地制度」 水野広祐・重富真一編『東南アジアの経済開発と土地制度』研究双書477 アジア経済研究所 263-303.

(アジア経済研究所地域研究センター)